

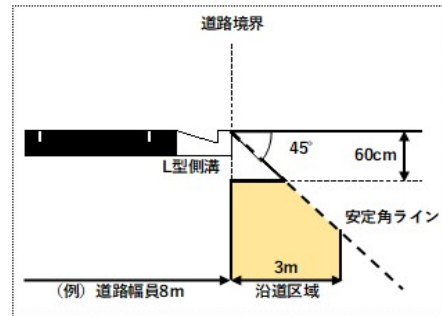
## 沿道掘削施工協議書作成要領

江東区が管理する道路では、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路法第44条の規定に基づき沿道区域が指定されています。その区域内で行われる60cm以上の掘削工事については、事前に施工協議が必要となります。

### 1 沿道掘削施工協議が必要な区域

下表の沿道区域内において、60cmかつ45度の安定角ラインより深く掘削する場合は、協議の対象です。

|   | 前面の道路幅員   | 沿道区域     |
|---|-----------|----------|
| A | 20m以上     | 5m       |
| B | 6m以上20m未満 | 3m       |
| C | 6m未満      | 道路幅員の1/2 |



### 2 協議書の記載方法

別記第1号様式（第4条、第5条関係）

|                                     |                   |
|-------------------------------------|-------------------|
| 沿道掘削施工協議書                           |                   |
| 江東区長 殿                              | 住 所               |
| 協 議 者                               | 法 人 名             |
|                                     | 氏（代表者）名           |
|                                     | 現場担当者及び連絡先        |
| 電話                                  |                   |
| 下記のとおり沿道区域を掘削したいので、関係図書を添付の上、協議します。 |                   |
| 工 事 名                               |                   |
| 掘 削 場 所<br>（住居表示）                   | 江東区               |
| 掘 削 範 囲                             | 掘削延長 ⑤ m 掘削深度 ⑤ m |
| 掘 削 期 間                             | 年 月 日 から ⑥ 年 月 日  |

- ① 年月日については、窓口での提出年月日を記入してください。
- ② 協議者については、氏名・法人名・氏名（代表者）、現場担当者及び連絡先を記入してください。押印不要です。  
なお、協議者は原則施主（事業主）ですが、施工者が協議する場合は、施主からの委任状を添付してください。
- ③ 工事名については、「〇〇ビル新築工事」等、具体的に記入してください。
- ④ 掘削場所については、**住居表示**で記入してください。

#### ⑤ 掘削範囲について

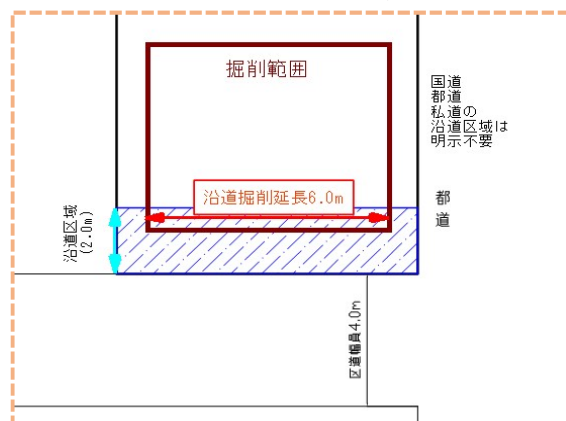
(1) **掘削延長**…区道に面している **沿道区域内の掘削延長(山留の外側から外側)**を記入。

(区以外が管理する道路は不要)

→区道に対して斜めに掘削する場合は、延長は区道と平行な延長で算出すること。

(2) **掘削深度**…区道に面している **沿道区域内の道路地盤（GL）から根切りの深さ**を記入。

⑥ 掘削期間については、杭打ちから埋戻しまでの期間を記入。



### 3 協議書類（\*の付いている様式はホームページにあります）

以下の書類を**ファイリングして3部**提出してください。**インデックスは不要**です。

**A4縦向きを基本**とし、必要に応じて**図面等はA3用紙横向き**としてください。

【ホームページ】江東区トップ>環境・まちづくり>道路・橋>道路の手続き>沿道掘削施工協議

<https://www.city.koto.lg.jp/470209/machizukuri/dorohashi/doro/8735.html>

☐ (1) 沿道掘削施工協議書 \* ホームページQRリンク

☐ (2) 誓約書 \*

☐ (3) 委任状 \* …協議者が施工者の場合は必須

☐ (4) 添付図書

☐ ① 案内図

☐ ② 工事仕様書 \*（ホームページにある様式を参考としてください）

☐ ③ 建築確認済証の写し（概要書や添付図面等は不要）※解体工事は不要

☐ ④ 根切及び山留仕様書 \*

☐ ⑤ 山留計算書 …**地下水位の分かる土質柱状図を添付、杭頭の変位量は30mm以内**

（掘削深度1.5m未満の場合は山留計算書不要）

☐ ⑥ 根切図及び根切・山留断面図 …**区道の沿道区域を明示すること**

☐ ⑦ 基礎伏図

☐ ⑧ 建物1階平面図

☐ ⑨ 現況写真 … **写真は遠景と近景で撮影して、A4用紙(縦)にカラー印刷してください。**

・沿道状況を3方向から(左右と正面)

※掘削延長が10mを超える場合は、10m毎に正面から追加撮影。

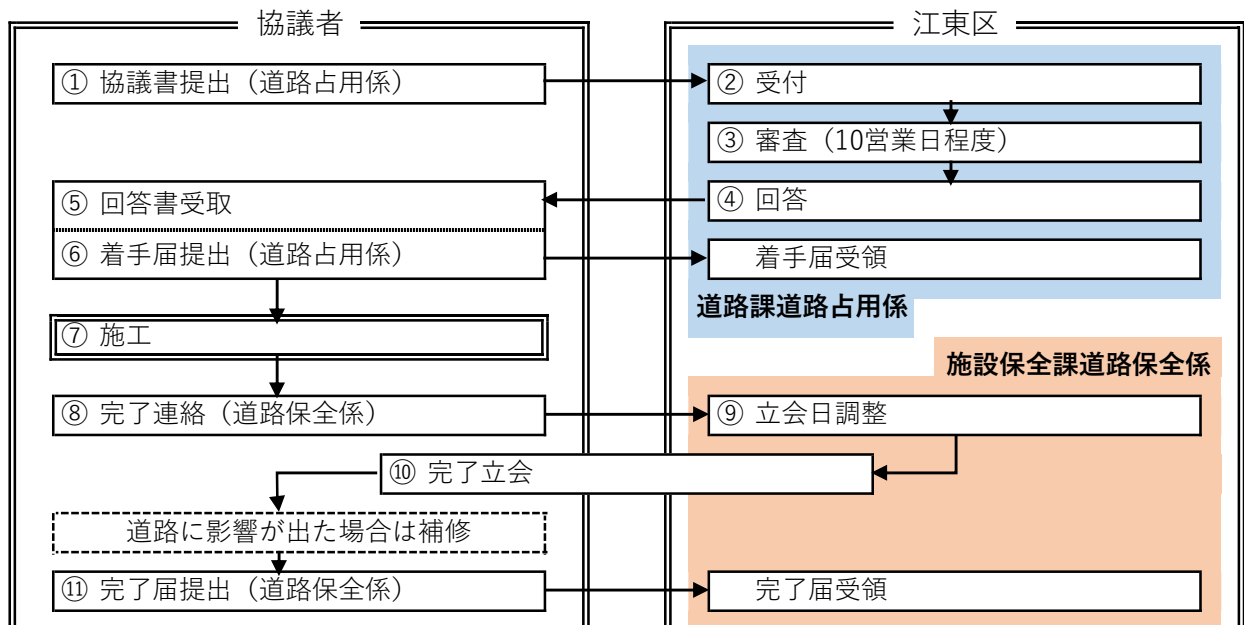
・舗装面、L形側溝、境石等の状況が分かる写真。

※敷地内への工事用車両乗入れがある場合は、切下部の確認できる写真。



### 4 協議・施工・完了のながれ

協議受付から回答まで**10営業日程度**かかります。余裕をもって協議してください。



### 5 連絡先

(1) 協議書の提出・着手に関すること

道路課道路占用係

03-3647-9689

江東区東陽四丁目11番28号 防災センター3階

(2) 施工の完了・立会に関すること

施設保全課道路保全係

03-3642-5004

※完了届提出前に必ず電話してください。

江東区木場二丁目11番1号 江東区道路事務所